

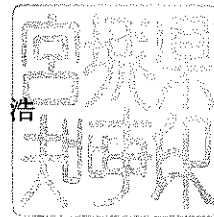
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年6月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ石巻鹿又店

石巻市鹿又字道的前60番地の1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ステップ 代表取締役 和賀井 啓之

石巻市鹿又字道的前60番地の1

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和7年5月30日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

7 縦覧期間

令和7年6月24日から令和7年10月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

①変更前

小売業を行う者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 熊谷 美知雄	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	

①変更後

小売業を行う者の氏名		住所	理由(変更年月日)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 大南 淳二	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	代表者変更(平成28年10月24日)

②変更前

小売業を行う者		住所	
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 大南 淳二	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	

②変更後

小売業を行う者の氏名		住所	理由(変更年月日)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 打海 直也	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	代表者変更(令和5年3月1日)

③変更前

小売業を行う者		住所	
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
マックスバリュ南東北株式会社	代表取締役 打海 直也	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号	

③変更後

小売業を行う者の氏名		住所	理由(変更年月日)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目2番8号	名称、代表者、所在地変更(令和6年3月1日)

④変更前

小売業を行う者		住所	
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目2番8号	

④変更後

小売業を行う者の氏名		住所	理由(変更年月日)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
イオンビッグ株式会社	代表取締役 三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目2番8号	代表者変更(令和7年3月1日)